

議事の経過

開議 午前 10 時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○畑中真人事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、欠席 1 人、出席 13 人であります。欠席の山下正浩議員は所用のため欠席の届け出があっております。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長 これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 78 号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議案第 87 号「平成 25 年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について」までの 10 件を一括議題といたします。

これよりこれら 10 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○尾原進一議長 10 番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 議案第 82 号について、若干お伺いいたしたいと思います。

この議案は、これまでの保育所、幼稚園の制度を根底から改変する改革であり、多くの問題をはらんでおるように思います。また、この新制度は介護保険制度をモデルにしておるようでありまして、最大の特徴といたしましては、これまでの市町村の責任によって保育を提供するいわゆる現物給付の制度を改めて、利用者と事業者の直接契約を起点とする現金給付の仕組みへの変更が大きくあらわれておるように思います。

そして、認可保育所に限りましては、児童福祉法第 24 条第 1 項に市町村の保育実施責任が明記はされておりますが、それ以外は市町村は保育の契約に介入できないため、この点では市町村の責任が後退して大きく保育の市場化に道が開かれる制度となっておると思われま。

そして、保育所、幼稚園、認定子ども園などの施設類型、これは定数 20 人以上、それに加えて、新たに地域型保育の各事業類型、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これらは定員 19 人以下のときにこのような事業類型に分けられる条例となっております。これらが導入をされまして、規模が小さいことを理由に、保育所に比べて保育者の資格要件の緩和、これらが国基準に盛り込まれておりまして、施設事業によって保育に新たな格差が生まれてくる、そういうことが大きく懸念されておるところであります。

そこで、質疑としてまず 1 点目にお伺いいたしたいのは、この条例によってこれまでの安芸市の保育がこの新たに新制度においてどのように変わるのか、また変わるものがあるか、そのことについてまず最初にお伺いいたしたいと思います。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 10 番議員の御質問にお答えいたします。

新制度で安芸市の保育はどういうふうになるのかという御質問の内容だと思いますが、国のほうは新制度の取り組みといたしまして、認定子ども園の普及や待機児童を減らす取り組み、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めたり、子供が減ってきている地域の子育てもしっかりと支援をしていくように取り組んでいくというふうに言っております。

安芸市の保育の変わる点といたしましては、地域型保育事業の小規模保育事業に、現在認可外保育所のたんぼぼ乳児保育所が運営をしておりますが、たんぼぼ乳児保育所がその地域型保育所の小規模保育事業に移行してくるというふうに聞いておりますので、その予定で今現在進めております。現行の保育につきましては、保育時間が保護者の就労時間等により 8 時間か 11 時間に認定されるようになりますが、現行の保育内容が大きく変わるということではございません。

今議会で提出いたしました条例案は県の認可にあわせて施設事業者としての的確であるかを判断する確認の作業が市に新たに生じることから、基準を定める条例、議案第 82 号を制定するものであります。また、新制度で新たに創設される小規模の地域型保育事業につきましては、安芸市が今後認可をする必要がありますので、その認可基準を定める条例を制定するものであります。

以上です。

○尾原進一議長 10 番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 先ほどのお答えでは、待機児童の解消と少子化対策として子供が少なくなった地域へ支援するようなことのお答えがございました。それと同時に、安芸市での現行保育の内容が変わることはないという御答弁でございましたけれども、非常に安芸市の子供を持つ保護者の中でも新制度によって安芸市の保育がどう変わっていくかということについては大きな不安を抱いておるところであります。

次に、小規模保育所の保育内容が保障されていくのかという点と、子供にとっての保育がずっとこれまでどおり保障されるのか、また、今後の保育料がどうなるのかという点について、若干伺いたいと思いますが、まず初めに小規模保育所の規定が特定地域型保育事業として盛り込まれて保育所の区分が分かれるところであります。御承知のように、19 名以下というようになっておりまして、非常にこの点でもいわゆる安芸市内の小規模保育といわれておるような地域、伊尾木、穴内、赤野、これらは 20 人前後で推移をしております、そのいわゆる小規模保育のところが今後これまでどおりの保育内容が保障されていくのかという点で非常に懸念の心配の声が上がっておるところであります。それはどういうふうになるのか、改めて伺いをいたしたいと思います。

次に、これまではいわゆる 8 時間保育が基準となっておって、居残り保育などがそれに加算されてきたというようところで、親の状況によって保育時間も定められたといったようなことできております。今後は保護者の就労状況をもとに保育時間の上限と区分が決められる法律となっておることから、これらが、先ほど 11 時間までとの話もありましたけれども、そういうようなところが非常に心配されるところであります。当面の間はこれらの市町村で申し込みを受けて、施

設の利用の調整を市町村が行うとされておりますが、国の方向でも当面の間というような、いわゆるばかしておるところであります、これを国の当面の間を市町村に聞いてもわからんとは思いますが、この当面の間というのはいつごろまでを指していると考えておるか、とあわせて子供にとって必要な保育が今後ずっと今までどおり保障されるのかという点について、改めてお伺いいたします。

次に保育料がどうなるのかという点についてもお伺いをしておきたいわけですが、保護者の働き方によって保育利用に認定が必要となるようになることを含めて、保育料が、計算法が違ってくるというような、高くなれば安くもなるというようなこともお伺いしましたが、それについて大きな不安の声もありますので、今後の保育料はどうなるのかという点についてお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 10 番議員の再質問にお答えをいたします。

まず、いくつか御質問がありましたので、順番にお答えさせていただきます。小規模保育の内容につきまして、小規模保育の事業の内容といたしますと、A型、B型、C型と3種類ございまして、それぞれの基準がございます。A型につきましては保育所の配置基準がプラス1名、B型が保育所の配置基準、同じく1名で、C型がゼロ歳から2歳児の3対1、補助者を置く場合が5対2というような基準がございます。この小規模保育所の認定の基準はA型、B型、C型と定めるようにはしておりますが、今回、認可外保育所のたんぽぽ乳児保育が移行してくるのは、このC型のほうの予定をしております。

それから、議員の御指摘のように、伊尾木、穴内、赤野の小規模といわれる保育といたしますか、20人前後の保育所につきましては、この小規模保育事業に移行する予定は現在ございませんので、現行のまま保育のほうを運営していきたいと思っております。

それと、保育時間の保障といたしますか、当面の間ということですが、それはすいません、国のほうが出しておる当面の間ということですので、当分の間ということは安芸市のほうではいつまでかということとは現在お答えできる状態ではございません。

それと、現在の保育の内容が今後保障されていくのかという御質問だと思いますが、それは今回の新しい新制度におきましても子育て支援の充実といたしますか、支援をしっかりしていくということもございまして、安芸市の保育内容につきましても下がるようなことはございません。保障して、現在の保育内容、もしくはそれ以上のものを目指してやっていきたいと思っております。

それと、保育料の件でございしますが、利用者負担額、保育料に関しましては今回の条例には上げていませんが、現在国から公定価格がまだ正式に示されていませんので、はっきりするお答えは、保育料の金額自体のお答えはできませんが、情報によりますと、現行は今3歳以上、3歳未満の二とおりの表がございしますが、それに8時間認定のお子さんの保育料の表と、11時間認定の表が加わるというふう聞いております。それから、保育料が先ほども上がるのか下がるのかということですが、金額的にはわかりませんが、同じ所得階層の方で前年度と比べると下がるとい

うふうには認識をしております。以上です。

○尾原進一議長 10 番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 先ほどの御答弁では小規模保育所に移行するということは当面ないというお答えでありましたが、これは守っていくべきだと私は思います。

次の当面の間というのは国のことやから不明ということですが、これはですね、ここが非常に濁しておるところで、一番、すぐに変えると言えば大騒動になるということから当面の間ということで答えておるように思えてなりません。だから、ある時期が来れば、もう当面の間ではなくなるという危惧も非常にされるわけでありまして、その点は不明というところですが、子供にとっての必要な保育は今までどおり保障されとお答えしましたので、その点についてはやはり公的保育を続けてやっていくということを望むわけであります。

また、保育料についてはわからないというお答えでありました。国のほうも消費税増税したものの財源が構えられないというようなことで、この制度における国の負担割合が定まらないということもありますし、非常に不明確なところであろうかと思えます。しかし、今までどおりの運用となるという国はそう答えておるとのことですけれども、変わらないということであれば何でこのような新たな新制度をつくる必要があったのかと言わざるを得ないところでもあります。

これまで安芸市は市民の願いをもとに子供の健やかな成長を進めて、なおかつどの子供にも等しく質の高い保育の提供に努力をしてきたところでありまして、新制度になってこれらが根底から改変されることのないように、これまでの市町村の責任をやっぱり保っていくということを望むわけであります。また、そのことを国に対してももっともっと強く声を上げていくように願ひまして、質疑を終わります。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら 10 件のうち、総務文教委員会には議案第 78 号から 80 号まで、及び 84 号の 4 件を、産業厚生委員会には議案第 81 号から 83 号まで、及び 85 号から 87 号までの 6 件をそれぞれ付託いたします。

日程第 2、議案第 88 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 5 号）」から議案第 92 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 5 件を一括議題といたします。

これよりこれら 5 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番 吉川孝勇議員。

○8 番（吉川孝勇議員） 議案第 88 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 5 号）」について質疑を行います。

1 件目は、事業別補正予算概要の 2 ページの 7 款、1 項、3 目のふるさと館管理運営事業についてであります。ここは 3,036 万 8,000 円の予算が出ております。なぜ今この工事を行うのかをお聞きいたしたいと思ひます。

そして、同じく事業別補正予算概要の 1 ページになりますが、2 款、1 項、14 目の本町 5 丁目・千歳町津波避難タワー工事の追加 2,027 万 3,000 円。補正予算で計上をいたしておりますが、当初予算においては 1 億 2,080 万円だったと思いますが、追加内容についてお聞きをいたします。

○尾原進一議長 商工観光水産課長。

○植野誠一商工観光水産課長 8 番議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと館をなぜ今補正で整備するのか、改修するのかということですが、昨年度、高知の食の魅力を発信するため「高知家の食卓」県民総選挙が行われました。結果としまして、本年 3 月、廊中ふるさと館が東部エリアで 1 位となったところです。高知県におきましても食による観光振興を図っているところであるのは御承知のとおりであります。本市におきましても釜あげちりめん井で地域おこし、観光振興で取り組んでおります。

また、平成 27 年 4 月から開催される高知家・まるごと東部博では、東部地域により多くの観光客の方々を受け入れるため、また来てもらえるように魅力ある食の施設として整備していくということでこのたび改修の予算を計上したものであります。補助金につきましては、県の観光振興のほうで補助金をいただくようになっております。

○尾原進一議長 危機管理課長。

○畠中龍雄危機管理課長 8 番議員の質問にお答えをします。

本町 5 丁目・千歳町津波避難タワー工事費の追加内容でございますが、工事費としましては 1,500 万円を追加しております。主なものとしましては、労務単価の改正というふうに補正予算の説明のときに説明しておりますが、平成 26 年度予算では設計が完成していなかったことから概算で 1 億 2,080 万円を計上していたものでございます。3 月末に確定しました設計金額は 1 億 3,870 万 6,560 円になり、増加した原因としましては 25 年度基準で積算していたものを発注時の 26 年度基準で積算したところ、労務単価の改正や資材の単価高騰等で 1,500 万円の増となったものでございます。発注に当たりましては、工事費予算不足のため、土居津波避難タワーの用地費から流用し、工事は発注しております。今回の補正はこの流用を補填するものであります。

以上です。

○尾原進一議長 吉川孝勇議員。

○8 番（吉川孝勇議員） 再質問を行います。

ふるさと館の事業であります。1 億三千何がしのうち市債が 1,500 万円ということになっておりますが、これは内装を今始めるに当たっては、指定管理者の要望があったこともあるでしょうか。また、内装工事の際立って、自分も何度か行きますけれどもきれいな状態やと思いますけれども、際立った変えるところをお聞きをいたします。

そして、本町 5 丁目の避難タワーの件ですが、いろいろな事情があると思いますけれども、今までいろいろ当初予算したことに対しても、必ずとは言いませんが、追加予算を立てている状況ではないかと思えます。大きな事業には必ずと言っていいほど追加予算がありますが、最初の計画設計で完全なものはいないか。民間においては業者と施工者との約束は狂わすことはなかなか

かできません。費用がかかり過ぎても追加を頂戴されることはないと思うんですけども、行政はその点をどのように考えておるか、お聞きをいたします。

○尾原進一議長 商工観光水産課長。

○植野誠一商工観光水産課長 8 番議員の再質問にお答えいたします。

このたびの改修が指定管理者からの要望かということでございますが、ふるさと館につきましては、25 年のほうで売り上げが約 3,500 万円ぐらいでございますが、経営的にはちょっと厳しい状況ということをお聞きしました。そういうことをお聞きした中で、昨年度からふるさと館の従業員の方々や市、県の地域支援員、そして商工会議所とともにふるさと館の運営、経営について話し合いを行ってきたところでございます。そうした中で営業利益を上げていくためにまずどうせないかんろかと、また動線の見直しによる職員の動きの効率化、それと経費の削減などについて検討を重ねてきたところです。以上のことから、そういう検討を重ねてきた結果としまして、4 者といいますか、そのうちの話し合いの中で、指定管理者からもここをどんなにしてほしいという要望も聞いた中での改修でございます。

次に主だった改修内容につきましては、畳の席を約半分としまして、また、物販スペースを飲食スペースに模様がえし、また、そうすることによりましてフローリングの床のところにテーブル席をふやしていくということで、現在約 50 ぐらいの席数でございますが、80 から 90 の席数にふやしていくという内容でございます。

もう 1 つとしましては、動線といいますか、カウンター席を撤去しまして、レジ位置を今のカウンターのところに持ってくる、そしてトイレの洋式化等々の改修内容となっています。

以上でございます。

○尾原進一議長 危機管理課長。

○畠中龍雄危機管理課長 8 番議員の再質問にお答えをします。

今回の本町 5 丁目の津波避難タワーにつきましては、予算要求が今年の 12 月にありまして、設計が完成したのが今年の 3 月末になります。その時点で時間的な差があるということと、発注するときには単価を 26 年度単価で見直しをしております。この津波避難タワーにつきましては、早く完成をしたいということから、土居の避難タワーの用地費から流用しておりまして、議員の言うような発注後の変更ではございませんので、その辺のことは御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○尾原進一議長 吉川孝勇議員。

○8 番（吉川孝勇議員） 再々質問でございますが、ふるさと館、今黒字ではないということですので、今後改築することによって売り上げが伸びることを期待しております。

質問を終わります。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 5 件については委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よつてこれら 5 件については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより議案第 88 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算 (第 5 号)」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よつて本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 89 号「平成 26 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よつて本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 90 号「平成 26 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算 (第 1 号)」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よつて本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 91 号「平成 26 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よつて本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 92 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計補正予算 (第 1 号)」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よつて本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 93 号「平成 25 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」から議案第 104 号「平成 25 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの 12 件を一括議題といたします。

これよりこれら 12 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 12 件について、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長が指名する 13 人の委員をもって構成する平成 25 年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よつて、これら 12 件については 13 人の委員をもって構成する平成 25 年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました平成 25 年度決算審査特別委員会の委員については、

長 野 弘 昌	議員
小 松 進 也	議員
藤 田 伸 也	議員
小 松 進	議員
徳 久 研 二	議員
山 下 裕	議員
宇 田 卓 志	議員
吉 川 孝 勇	議員
米 田 佐代子	議員
川 島 憲 彦	議員
山 下 正 浩	議員
安 藝 久美子	議員
小 松 文 人	議員

以上 13 人を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました議員を平成 25 年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思ひます。本日の委員会は、委員会条例第 10 条第 1 項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから第 2 委員会室に平成 25 年度決算審査特別委員会を招集いたします。

なお、本日の特別委員会は、委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 50 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

決算審査特別委員長 川 島 憲 彦 議員

同 副委員長 宇 田 卓 志 議員

以上のとおりであります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から 10 月 5 日までは休会とし、10 月 6 日午前 10 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 10 時 51 分